

懇話会委員からのご意見の反映状況

資料 2

(三重県自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用条例(仮称))

委員からのご意見			ご意見に対する 事務局の考え方
番号	該当箇所	ご意見の概要	
1	条例の名称	・「自転車」と「特定小型原動機付自転車」の区別を明確にするという意味で、両方の名称を入れた現行案のままで良いのではないか。 ・「特定小型原動機付自転車」の県内での利用実態等を考えると、「三重県自転車等安全利用条例」のようにシンプルにしてはどうか。 ・「安全『利用』条例」という名称は運転者側の視点に偏る印象を与えるため、「安全条例」としてはどうか。	・車両区分の異なる「自転車」と「特定小型原動機付自転車」を一本化した条例のため、現時点では「三重県自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用条例」としたいと考えています。
第1章 総則（第1条～第12条）			
2	第2条(定義)、第6条(特定小型原動機付自転車の運転者の責務)	・利用者の混同による危険を避けるため、「特定小型原動機付自転車」と「特例特定小型原動機付自転車」の違いが明確になるよう、条文上で両者の名称を表記してはどうか。	・中間案に反映しました。(第6条第4項)
3	第5条(自転車の運転者の責務)、第6条(特定小型原動機付自転車の運転者の責務)	・整備不良車による危険を防ぐため、運転者の責務として「安全性が確保された車両を利用すること」を規定してはどうか。	・中間案に反映しました。(第5条第3項、第6条第3項)
4	第5条(自転車の運転者の責務)、第6条(特定小型原動機付自転車の運転者の責務)	・「運転者の責務」に反射材活用を含めても良いのではないか。	・責務規定には基本的な事項を定めることとし、個別の具体的な安全対策まで条文に列挙すると、かえって規定の要点が不明確になるおそれがあるため、追記しませんでした。 ・反射材の重要性については、県の広報啓発や安全教育の中で周知徹底を図っていきたいと考えます。
5	第5条(自転車の運転者の責務)、第6条(特定小型原動機付自転車の運転者の責務)	・ヘルメットの効果を確実にするため、「正しく」着用することを明記してはどうか。また、表現を「かぶる」から「着用する」としてはどうか。	・責務を定める条文に「正しく」と追記したり、具体的な着用方法まで列挙したりすると、かえって規定の要点が不明確になるおそれがあるため、追記しませんでした。 ・「どのように正しく着用するか」という点については、県の広報啓発や安全教育の中で周知徹底を図っていきたいと考えます。 ・「かぶる」の表現は、道路交通法から引用しています。
6	第8条(保護者の役割)	・保護者の定義を未成年者の監護者に限定せず、判断能力が不十分な成人等の監護者にも役割を課すことを検討してはどうか。	・他の都道府県の状況も踏まえ、検討した結果、現行案のままとします。
7	第8条(保護者の役割)、第9条(学校等の役割)	・自転車等の安全利用に必要な「知識・技能」に加え、「行動・態度」を追加してはどうか。	・中間案に反映しました。(第8条第1項、第9条)
8	第8条(保護者の役割)	・子どもの安全意識は保護者の行動に影響されるため、保護者自身が未成年者の「模範となる」ことを明記してはどうか。	・中間案に反映しました。(第8条第1項)

委員からのご意見			ご意見に対する 事務局の考え方
番号	該当箇所	ご意見の概要	
9	第8条(保護者の役割)	・保護者がヘルメットをかぶらせる対象を「児童・幼児」に限定せず、監護する「未成年者」全体としてはどうか。	・第8条第2項は、「道路交通法」の規定をそのまま県民にわかりやすく示すために定めたものです。国の法律が、保護者に対してヘルメット着用の努力義務を課している対象を、特に自己の安全確保が難しい「児童及び幼児」に限定しています。 ・県の条例でこの対象を「未成年者」に拡大することは、国の法律に新たな義務を上乗せすることとなり、法的な整合性の観点から慎重であるべきと考えます。 ・中学生や高校生といった他の未成年者のヘルメット着用については、本条の保護者の責務とは別に、第14条の着用促進の規定など、条例の他の部分で学校や社会全体として働きかけていくこととしたいと考えます。
10	第9条(学校等の役割)	・他の条文との整合性をとるため、第9条の主体を「学校」から「学校等」に修正し、対象を未就学児にも広げてはどうか。	・中間案に反映しました。(第9条)
第2章 自転車等の安全利用 (第13条～第16条)			
11	第13条(自転車等の安全利用に関する教育等)	・高齢者の事故防止のため、教育等の対象に高齢者を加え、「親族や同居者による助言」といった形で規定してはどうか。	・中間案に反映しました。(第13条第4項)
12	第13条(自転車等の安全利用に関する教育等)	・家庭での教育を推進するため、県の連携先に「家庭」を加え、保護者への情報提供や教育機会の確保を明記してはどうか。	・第13条第1項で定める県の責務「広く県民に対し」行う教育・啓発の対象には、「保護者」や「家庭」も含まれます。特定の対象を列挙せず包括的な規定とすることで、県は、保護者を含めたあらゆる層に対し、より柔軟で幅広い啓発活動を行うことが可能となります。 ・また、県の「連携先」を定める第2項に「家庭」を加えることは、行政のパートナーとなる組織を列挙する条文の性格に馴染まないと考えます。
13	第13条(自転車等の安全利用に関する教育等)	・どのような自転車等の安全利用に関する教育をすべきかという具体的内容を規定してはどうか。	・第13条ではなく、第5条(自転車の運転者の責務)と第6条(特定小型原動機付自転車の運転者の責務)に具体的な危険行為を例示しました。(第5条第1項、第6条第1項)
14	第14条(乗車用ヘルメットの着用の促進)	・保護者や事業者自身がヘルメットをかぶっていないことがあるため、指導・啓発する側も着用しましょうといった規定があっても良いのではないかな。	・保護者に関するご意見は中間案に反映しました。(第8条第1項) ・事業者と従業員との関係性は、親権に基づく保護者と子の関係とは異なり、事業者に人格的な「模範」までを条例で課すことは、その法的な役割をこえる過大な責務となる恐れがあるため、そのままとします。
15	第14条(乗車用ヘルメットの着用の促進)	・施策の焦点を明確にするため、ヘルメット着用促進の働きかけ対象を、特に未成年者、高齢者、生徒・学生に限定してはどうか。	・ヘルメット着用促進の対象を特定の世代等に限定した場合、それ以外の方は着用の必要性が低いとの誤ったメッセージを与えかねず、自転車を利用する全ての県民の安全確保を図るという条例全体の目的を達成するうえで、総合的に促進していく必要があるため、そのままとします。

委員からのご意見			ご意見に対する 事務局の考え方
番号	該当箇所	ご意見の概要	
16	第14条(乗車用ヘルメットの着用の促進)	・着用率向上のため、ヘルメット購入が経済的負担となっている層に対し、県による購入補助制度を検討してはどうか。	・施策を進めるうえでの参考とします。
17	第14条(乗車用ヘルメットの着用の促進)	・ヘルメット着用促進とあわせて、「反射材の活用促進」も加えてはどうか。	・本条例において県が最優先で取り組むべき課題は、全国一斉に努力義務化されたにもかかわらず着用率の向上が急務の「ヘルメットの着用促進」です。 ・この課題に対応するため、第14条の条文はあえてヘルメットに特化した規定としています。 ・反射材の活用については、県の広報啓発活動の中で、ヘルメットと併せてその重要性をしっかりと周知していきたいと考えます。
第3章 自転車損害賠償責任保険等（第17条～第19条）			
18	第18条(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)	・加入確認の主体を小売業者に限定せず、学校や事業者にも広げてはどうか。	・学校及び事業者による自転車損害賠償責任保険等の加入確認について、その本来業務に過大な負担を及ぼし、意図せぬ新たな法的責任を生じさせるおそれがあるため、加入の「確認」に関する規定は追加せず、各主体による「情報提供」に関する規定を追加することで、保険加入の重要性を着実に浸透させていくこととします。
19	第3章全体	・被害者救済だけでなく、運転者自身の傷害に備える保険についても、条例で情報提供等の役割を規定してはどうか。	・第3章で定める「保険加入の義務」の対象は、「自転車損害賠償責任保険等」に限定することが、法的な趣旨を明確にするうえで適切であると考えます。 ・一方で、利用者自身のケガに対する補償についても備えておくことは重要なことであり、県が行う啓発・情報提供の内容の一つとして、「自身のケガに備えるための保険の必要性に関する情報提供」といった旨を盛り込んでいきたいと考えます。
条例全体			
20	条例全体	・義務規定を細かくしすぎると、負担感が増し、条例を遵守しようという意識が希薄になるおそれがある。現段階ではこれ以上細かな義務を追加するよりは、条例施行後の状況を踏まえて必要な義務状況の追加検討をした方が良いのではないかな。	・中間案の作成にあたって参考としました。
21	条例全体	・「貸付事業者」の定義に、近年普及している「シェアサイクル事業者」が含まれることを明記すると、より分かりやすくなるのではないかな。	・貸付事業者にシェアサイクルを含む旨の明記は、特定のサービス名を条文に例示すると、それ以外の事業者が対象外であるとの誤解を招いたり、将来の新たなサービス形態に対応できなくなったりする課題があるため、「貸付事業者」という包括的な規定のままとします。
22	条例全体	・自転車、特定小型原動機付自転車、特例特定小型原動機付自転車の区別は、それらを定義する条文を設けたうえで各条文においても「等」でくくらずに個別の名称で明確に表記する方が良いのではないかな。	・各条文で全ての名称を個別に記載すると、条文が著しく長大かつ複雑になり、かえって規定の要点がわかりにくくなるため、定義規定で対象範囲を明確に示したうえで、「等」を使用することとします。

(三重県交通安全条例)

委員からのご意見			ご意見に対する 事務局の考え方
番号	該当箇所	ご意見の概要	
1	第4条(自動車等運転者の責務)	・現行条例に例示されている「飲酒運転」「ながらスマホ」等の具体的な危険行為が削除されている。条文から削除することは、県の交通安全に対する姿勢が「後退」したとの印象を与えかねない。	・法令遵守の中に含まれること、また、記載の行為以外にも交通事故を引き起こす原因があることから削除しましたが、ご意見を踏まえ、現行条例のままとします。
2	第4条(自動車等運転者の責務)	・特定小型原動機付自転車の責務について、交通安全条例と新たに制定する条例との関係性が明確になるよう、第4条に新条例への委任規定を設けてはどうか。	・中間案に反映しました。(第4条第2項)
3	第6条(歩行者の責務)	・夜間の道路歩行に関し、「着用等に努める」という表現だけでは、どのような対策を講じるべきか分かりにくい。例えば、「夜間に道路を歩行するときは、反射材用品や自動車等から視認されやすい服を着用するなど、自己防護に努める」といった表現の方が分かりやすいのではないか。	・中間案に反映しました。(第6条第2項)
3	第10条(子ども等への配慮)	・「信号機が設置されていない横断歩道での一時停止」の文言が削除されている。依然として低い一時停止率や、条文が啓発活動等の根拠となることなどの観点から重要であり、引き続き記載する必要がある。	・ご意見を踏まえ、現行条例のままとします。